

(一) 佐賀県退職校長会会則

第1章 総 則

第1条 本会は佐賀県退職校長会と称し、事務局を佐賀市天神2丁目3-7に置く。

第2条 本会は原則として県内居住の退職校長をもって組織し、本会の趣旨に賛同する現職校長を賛助会員とする。

県内各地に支部を置くものとする。

第3条 本会は、本県教育の振興に寄与するとともに、会員の親睦と福祉の増進を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 中正健全な教育の推進
2. 教育の充実に関する会員相互の研修
3. 会員の親睦と福祉の向上
4. その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 理事 若干名 監査 2名 事務局長 1名
幹事 若干名 専門委員 若干名 支部長（各支部1名）

第6条 会長・副会長は理事会において選出し、総会の承認を受けるものとする。会長は本会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第7条 理事は各支部より2名選出し、その2名は支部長、支部事務局長とする。ただし、会員100名を越すごとに1名を加えることができるものとする。理事は、理事会を組織し、総会から委任された事項及び本会の運営に関する必要な事項を審議する。

第8条 監査は理事会において選出し、総会の承認を受けるものとする。監査は、会務及び会計の監査にあたる。

第9条 事務局長、幹事は会長が委嘱し、会長の指示を受けて会務を執行する。

第10条 専門委員は、会長が会員の中から委嘱する。専門委員は、専門的な活動に関する調査研究及び企画・運営に当たる。

第11条 支部長は支部において選出する。支部長は支部を代表して会長の諮問に応じるとともに、支部相互の連携を図る。

第12条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会で推薦し、会長が委嘱する。

第13条 役員の任期は2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

第14条 本会に次の会議を置く。

1. 総会
 2. 理事会
 3. 支部長会
 4. 本部役員会
- いずれも会長が招集し、議決は出席者の過半数をもって成立する。

第15条 総会は出席会員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、必要があれば臨時に開くことができる。総会に付議する事項は次の通りとする。

1. 会務の報告
2. 役員の承認
3. 会則の変更
4. 予算の議決及び決算の承認
5. その他必要な事項

緊急な場合は理事会の議決をもって総会に替え、次の総会において承認を受ける。

第 16 条 理事会は理事をもって構成する。

第 17 条 支部長会は支部長をもって構成する。

第 18 条 本部役員会は、会長・副会長・事務局長・幹事・専門委員をもって構成し、会務の企画運営及び執行に当たる。

第 4 章 会 計

第 19 条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

第 20 条 本会の会員の会費は、年額 3,500 円とする。ただし賛助会員は、年額 600 円とする。
ただし、米寿を迎えた会員については、翌年より会費を免除する。

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終る。

第 5 章 雑 則

第 22 条 本会の運営上必要な場合は、細則を設けることができる。

付 則

第 23 条 この会則の改廃は総会において行う。

昭和 40 年 9 月 26 日この規約を定める。

昭和 49 年 7 月 14 日 一部改正

昭和 56 年 7 月 7 日 一部改正

平成元年 7 月 1 日 一部改正

平成 6 年 6 月 9 日 一部改正

平成 21 年 5 月 21 日 一部改正

昭和 46 年 7 月 11 日 一部改正

昭和 53 年 7 月 8 日 一部改正

昭和 58 年 7 月 7 日 一部改正

平成 5 年 7 月 7 日 一部改正

平成 19 年 5 月 22 日 一部改正

令和 4 年 5 月 25 日 一部改正

専門委員に関する細則

会則第 10 条に定める専門委員についての規則を次のように定める。

1. 本会の目的達成のため次の専門部を置く。

(1) 教育振興部 (2) 福利厚生部 (3) 広報情宣部

2. 各専門部は、若干名の委員をもって構成するものとする。

3. 各専門部は互選によって専門部長を選出するものとする。

4. 各部会は、それぞれ次の活動を行う。

(1) 教育振興部

本県における教育の振興、他の教育諸団体との連携による教育の推進等

(2) 福利厚生部

会員の福利増進・親睦のための諸企画及び運営、大会・行事等の開催等

(3) 広報情宣部

会報その他刊行物の編集発行、教育に関する調査研究、その他の情宣等

5. 各専門部は、その活動のために部会を開くことができる。

6. 専門部会は部長が招集し、部会の議長には部長が当たる。

(二) 佐賀県退職校長会慶弔規程

第1条 この規程は、佐賀県退職校長会を組織する会員に適用する。

第2条 この規程による事務は、本会の事務局で取扱う。

第3条 この規程の施行に伴う経費は、本会の予算から支出する。

第4条 会員の慶弔

本部・各支部退職校長会の報告に基づき、下記のような取扱いをする。

1. 死亡の場合

(1) 会員の死亡の際は、所属支部より本会会長名及び支部長名で弔辞を捧げるか又は弔電を送る。

(2) 本部役員（会長・副会長・事務局長・幹事・専門委員・理事・監査）の死亡の際は香典（10,000 円）を贈り、本会の代表者が会葬して弔辞を捧げる。

(3) 本会の正副会長の慶弔に関しては、特別に協議して施行する。

2. 生存者叙勲を受けた場合

会長名で祝電を送り、会報で紹介する。

3. 会員の次の場合は、総会で記念品を贈り祝意を表する。ただし、上寿及び米寿対象者は、当該年度中に下記の年齢になる会員とする。

(1) 上寿（満 100 歳） 記念品 (2) 米寿（満 88 歳） 記念品

4. 前各号に該当しない特別の場合は本会にて協議して処理する。

第5条 役員表彰

永年にわたり本会の発展に貢献した役員に対しては、本部または支部の推薦に基づき総会で感謝状を贈り謝意を表する。

1. ここでいう役員とは、本部役員（会長・副会長・事務局長・幹事・専門委員・理事・監査）及び支部事務局長とする。

2. 永年とは表彰年度の 4 月 1 日現在において次を満たすものとする。

(1) 本部役員 4 年（勤続または通算） (2) 支部事務局長 4 年（勤続または通算）

3. 前 2 項に該当しない場合は、その都度理事会で協議して処理することができるものとする。

第6条 特別功労者表彰

次の場合は、総会で感謝状及び記念品を贈り謝意を表する。

1. 会長の退任（記念品料 10,000 円）

2. 本会の発展に特に顕著な貢献をし、理事会の推薦を受けた者

第7条 この規程の改廃は理事会で決める。

第8条 この規程は、昭和 44 年 4 月 1 日より施行する。

昭和 53 年 4 月 8 日 一部改正

平成 元年 7 月 1 日 一部改正

平成 5 年 7 月 7 日 一部改正

平成 11 年 5 月 28 日 一部改正

平成 14 年 4 月 18 日 一部改正

平成 22 年 5 月 20 日 一部改正

平成 27 年 5 月 29 日 一部改正

平成 29 年 5 月 30 日 一部改正

令和 4 年 5 月 25 日 一部改正

令和 6 年 4 月 16 日 一部改正